

福崎町男女共同参画基本計画

【改訂版】

～みんなの人権が尊重され、一人ひとりが輝くまち ふくさき～



「男女共同参画社会」ってなに？

こんな経験ありませんか？ その時、あなたはどう思いましたか？

- 「男性は仕事、女性は家庭」という価値観に縛られすぎていませんか？
- 「男は強くなければ!」と悩みを誰にも言えずにひとりで抱え込んでいる人はいませんか？
- 「女だから控え目にしなくては…。」と遠慮している人はいませんか？
- 無理に自分を「らしさ」の型にはめようと考えたり、それを他人に強要したり、されたり…、となると、とても窮屈な気持ちがしてくるのではないのでしょうか？

「男らしくなりたい!女らしくなりたい!」と思うことはあなたの自由です。

日常生活の中で、「男だから…、女だから…」と多くの「当たり前」と思われていることに疑問を感じたら、「男女共同参画」について考えてみませんか？

令和3(2021)年3月

福崎町

「男女共同参画社会」とは？

男女共同参画社会とは、「男女がお互いを尊重し合い、家庭、学校、職場、地域などの社会のあらゆる分野で、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、喜びや責任を分かち合うことができる社会」と言うことができます。

家庭では…



- 一人ひとりが自立しながら、互いに協力して家事や育児、介護などを担っています。
- 性別にとらわれず、子どもたちの個性や自主性が大切にされています。

学校では…



- 性別にとらわれない、個性や自主性を尊重した教育が行われています。
- 個人の能力や関心にあった進路や職業の選択ができる教育を行っています。

地域では…



- 方針決定に男女が共に参画し、災害にも強い安全・安心な活力ある住みよいまちづくりに取り組んでいます。
- 子育てや介護などを支え合い、一人ひとりが安心して暮らしています。

職場では…



- 採用、昇進、賃金などの男女の格差はありません。
- セクシュアル・ハラスメントなどのハラスメントはありません。
- 仕事と生活のバランスが取れ、一人ひとりがゆとりと充実感をもって働いています。

計画の概要

福崎町男女共同参画基本計画とは

どのような状況、立場であろうとも、すべての人が希望を失わず、いきいきと生きられる社会をつくるには、まず、すべての人の人権が尊重されなければなりません。

そして、男女が真に平等であるためには、対等な関係であることが基本です。性別に関係なく、それぞれが「一人のひと」として、互いを認め合い、資質・個性・能力を発揮できることが重要です。

性別、年齢、障がいの有無を越えて、誰もが可能性を追求し、チャレンジできる社会こそ、すべての人が活躍できる社会です。その実現を目指し計画を策定しています。

本町が目指す男女共同参画社会を実現するために、次の基本理念と5つの基本目標を掲げます。

【基本理念】

みんなの人権が尊重され、一人ひとりが輝くまち ふくさき

【基本目標】

基本目標1 男女が互いの人権を尊重する社会の実現

基本目標2 すべての女性が活躍できる社会の実現(兼 福崎町女性活躍推進計画)

基本目標3 男女共同参画を推進する教育の充実

基本目標4 誰もが安心して暮らせる福祉の充実

基本目標5 配偶者等に対する暴力の根絶と被害者への支援(兼 福崎町DV対策基本計画)

●女性活躍推進法との関係

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づき、基本目標2を、「福崎町女性活躍推進計画」と位置付けています。

●DV防止法との関係

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)に基づき、基本目標5を、「福崎町DV対策基本計画」と位置付けています。

〈計画の期間〉

平成28年度(2016年度)から令和7年度(2025年度)までの10年間

施策体系図

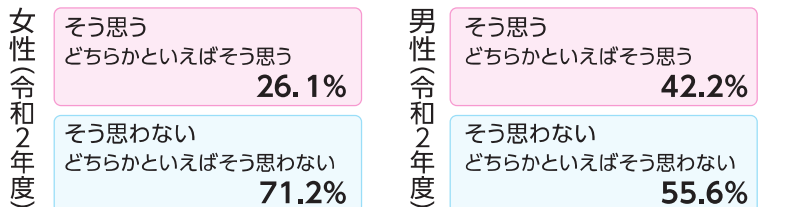
<5つの基本目標と27の施策>

基本目標	施策
<p>①男女が互いの人権を尊重する社会の実現</p> <p>※男女ともに人権が擁護され尊重される社会をつくります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①男女共同参画社会に向けた町民理解の推進 ②人権を尊重する意識の定着 ③多様な文化を持つ人々と共生する社会づくり ④相談機能の充実とネットワークづくり ⑤セクシュアル・ハラスメントなどの防止対策の推進 ⑥性的マイノリティへの理解と正しい認識の促進
<p>②すべての女性が活躍できる社会の実現 (兼 福崎町女性活躍推進計画)</p> <p>※男女が性別によることなく、能力に応じた機会や待遇が確保され、その能力が十分に発揮できる雇用環境を整備します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①あらゆる分野への女性の参画拡大 ②仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する意識啓発の推進 ③男女が共に育児のための休暇・育児休業、介護休業をとりやすい環境の整備 ④女性の能力育成・開発に向けた啓発の推進 ⑤行政分野及び学校教育分野における女性職員の登用促進 ⑥審議会などにおける女性の積極的登用 ⑦地域における男女共同参画の基盤づくりの推進
<p>③男女共同参画を推進する教育の充実</p> <p>※男女共同参画の視点に立った教育・学習を推進し、家庭、学校、地域などにおける男女共同参画を実現します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①ジェンダーにとらわれない保育・教育の推進 ②人権尊重につながる年齢に応じた性教育の推進 ③メディアからの情報を主体的に読み解く能力(メディア・リテラシー)の育成 ④生涯を通じての学習機会の拡充と条件整備
<p>④誰もが安心して暮らせる福祉の充実</p> <p>※どのような状況にある人も安心した暮らしができる社会を実現します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①ひとり親家庭への支援 ②女性の健康の保持・増進対策の充実 ③男性の育児知識・能力の育成と子育てへの参加促進 ④地域ぐるみの子育て支援と多様な保育サービスの提供 ⑤介護における意識改革 ⑥地域ぐるみの介護支援と在宅介護での家族支援の充実 ⑦すべての人にやさしい「まちづくり」の推進
<p>⑤配偶者等に対する暴力の根絶と被害者への支援 (兼 福崎町DV対策基本計画)</p> <p>※性別による差別的取り扱いや暴力などの人権侵害行為を根絶します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①DV被害の早期発見と相談体制の整備 ②DV根絶に向けた啓発・教育の推進 ③DV被害者への支援体制の整備

基本目標 1 男女が互いの人権を尊重する社会の実現

男女ともに人権が擁護され尊重される社会をつくります。

○性別による固定的役割分担意識「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどう思いますか。



固定的性別役割分担意識の解消度は、令和2年度と平成27年度を比較すると男女とも「そう思わない」が増加しています。

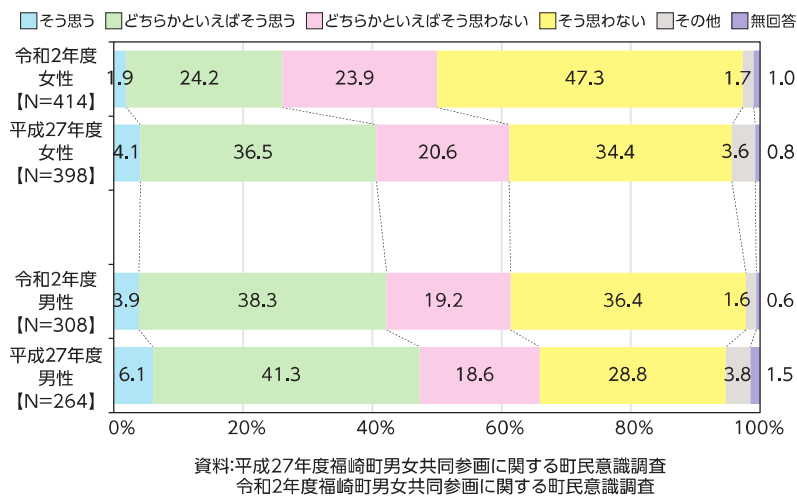
主な取組

町民理解の推進

ホームページ・広報紙・セミナー等、様々な機会をとらえてのあらゆる世代への広報、啓発を実施

相談機能の充実とネットワークづくり

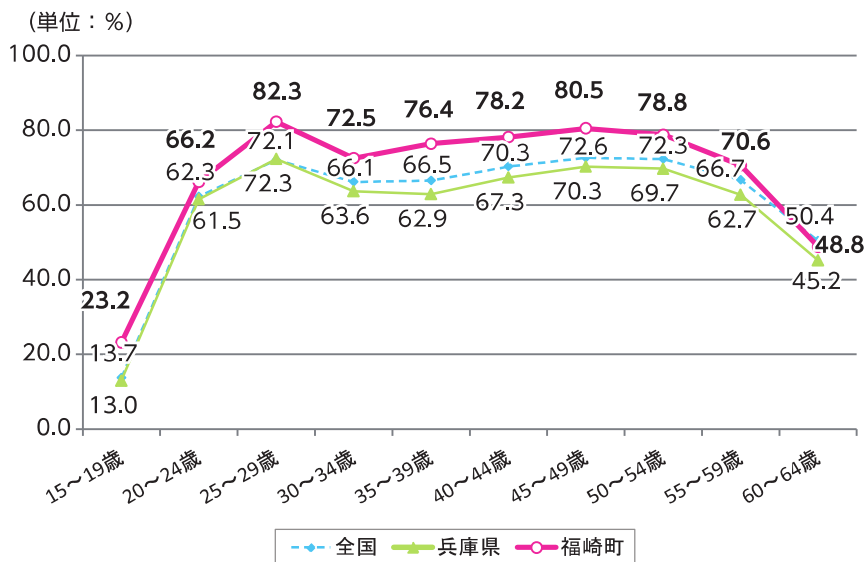
福祉に関する相談窓口の明確化と男女共同参画に関する相談窓口の周知



基本目標 2 すべての女性が活躍できる社会の実現

男女が性別によることなく、能力に応じた機会や待遇が確保され、その能力が十分に発揮できる雇用環境を整備します。

○女性の労働力率の状況



出産・育児を機に仕事を辞める女性が多い現状が見られます。

主な取組

働く場における女性の参画拡大

女性活躍推進法に基づく企業の実態把握やポジティブアクションの周知・啓発

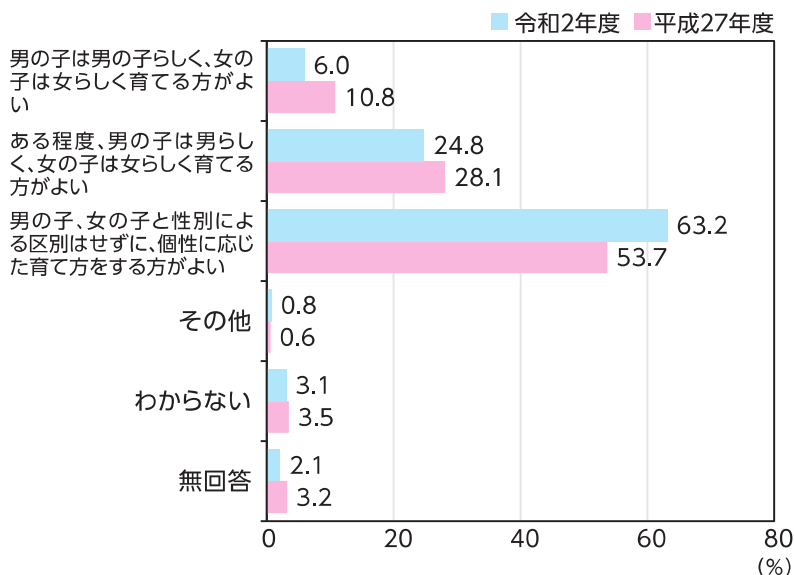
女性の能力育成・開発支援

再就職や資格取得のための講座、起業支援セミナーなどを開催

基本目標 3 男女共同参画を推進する教育の充実

男女共同参画の視点に立った教育・学習を推進し、家庭、学校、地域などにおける男女共同参画を実現します。

○男女平等の人間関係をつくるために学校教育の場で必要なこと



資料:平成27年度福崎町男女共同参画に関する町民意識調査
令和2年度福崎町男女共同参画に関する町民意識調査

男の子、女の子と性別による区別はせず、個性に応じた育てる方がよいの増加が見られます。

主な取組

性別にとらわれない教育の推進

男女共同参画の視点に立った学習機会の充実や教職員を対象とした男女共同参画に関する研修の開催

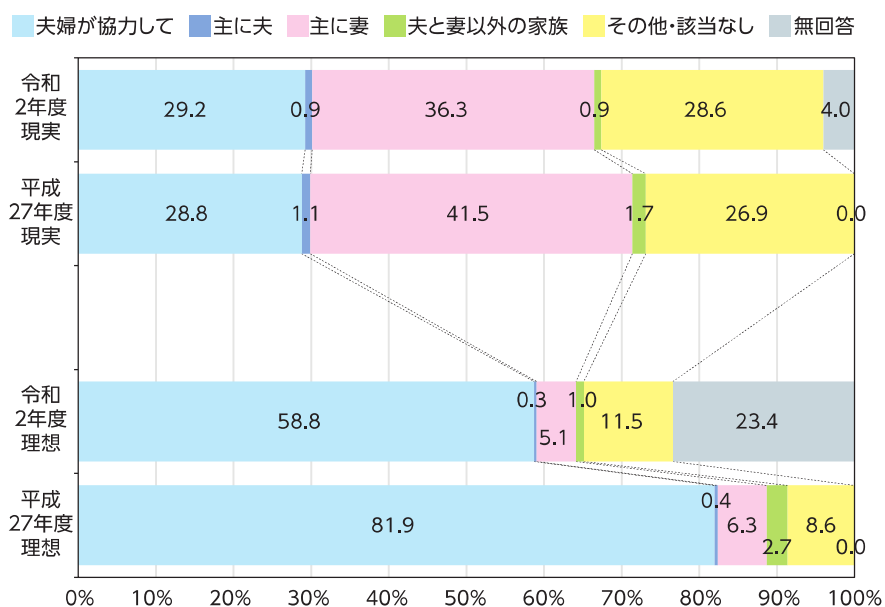
生涯を通じての学習機会の充実

生涯楽集データバンク「まちの先生」の登録・利用の促進

基本目標 4 誰もが安心して暮らせる福祉の充実

どのような状況にある人も安心して暮らしができる社会を実現します。

○家庭での役割分担(家族の介護や看護)



資料:平成27年度福崎町男女共同参画に関する町民意識調査
令和2年度福崎町男女共同参画に関する町民意識調査

家庭での役割分担(家族の介護や看護)での令和2年度理想で「夫婦が協力して」が減少しています。これは、公的な介護制度などの利用を希望されているためと考えられます。

主な取組

子育てに関する意識改革と支援

男女の子育てへの意識改革と育児不安を解消する講演・セミナーなどの実施

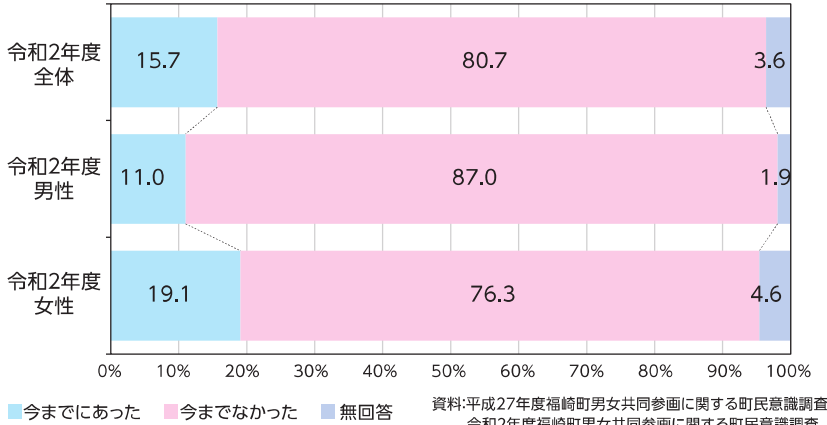
介護における意識改革

介護は社会全体で分かち合うのという認識の啓発と介護に関する相談体制の充実

基本目標 5 配偶者等に対する暴力の根絶と被害者への支援

性別による差別的取り扱いや暴力などの人権侵害行為を根絶します。

○配偶者等から暴力(DV)を受けた経験の有無



全体の約2割の方が配偶者等から暴力(DV)を受けた経験のあることが分かります。

主な取組

相談窓口の周知と意識啓発の推進

広報紙やホームページ等、様々な機会をとらえてあらゆる世代への相談窓口の周知や啓発を実施

関係機関との連携

子ども家庭センター、警察などと連絡・調整を行い、被害者の支援体制を強化します。

○配偶者等から暴力(DV)を受けた際に実際に我慢した人の場合

女性 [N=79] **53.2%** 男性 [N=34] **64.7%** 全体 [N=115] **55.7%**

資料:平成27年度福岡町男女共同参画に関する町民意識調査
令和2年度福岡町男女共同参画に関する町民意識調査

計画の数値目標

基本目標	目標項目	実績値	直近現状値	目標値 (令和7年度)
1	「男は仕事、女は家庭」という考え方に「反対」(どちらかといえば含む)された方の割合	51.9% (平成27年度)	64.3% (令和2年度)	80%
	男女共同参画に関する広報記事掲載回数	0回/年度 (平成27年度)	1回/年度 (令和2年度)	2回/年度
	男女共同参画に関するサルビアセミナー講座の実施回数(男女共同参画週間)	0回/年度 (平成27年度)	0回/年度 (令和2年度)	1回/年度
2	審議会など委員総数に占める女性の割合	27.4% (平成26年度)	31.3% (令和元年度)	37.0%
	女性農業委員数	0人 (平成27年度)	1人 (令和2年度)	2人
	管理職(町職員)の女性割合	12.0% (平成27年度)	13.0% (令和2年度)	20.0%
	消防団への女性登用	0人 (平成27年度)	0人 (令和2年度)	2人
	男性職員(町職員)の育児休業などの取得割合(子の看護休暇、育児参加のための休暇を含む)	16.7% (平成27年度)	11.1% (令和元年度)	50.0%
	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)という言葉と内容を知っている割合	20.0% (平成27年度)	29.8% (令和2年度)	80.0%
	県実施の「女性のためのチャレンジ相談」の活用	0回/年度 (平成27年度)	1回/年度 (令和2年度)	1回/年度
3	生涯楽集データバンク「まちの先生」の利用件数	84件/年度 (平成26年度)	48件/年度 (令和元年度)	90件/年度
	思春期支援教室の開催回数	25回/年度 (平成26年度)	23回/年度 (令和元年度)	25回/年度
4	ひとり親家庭への支援一覧パンフレットの作成	0種類 (平成27年度)	0種類 (令和2年度)	1種類
	子育て参加状況アンケート「子育てに父親は協力的か」での「協力的」と回答した割合	89.1% (平成26年度)	91.6% (令和元年度)	100.0%
	学童保育時間の延長	午後6時まで (平成27年度)	午後7時まで (平成29年度)	午後7時まで
5	若年層へのデートDVに関する啓発回数	0回/年度 (平成27年度)	12回/年度 (令和元年度)	4回/年度
	DVに関する広報記事掲載回数	0回/年度 (平成27年度)	1回/年度 (令和2年度)	4回/年度
	DVを受けた後、どこ(だれ)にも相談しなかった人の割合	49.6% (平成27年度)	55.7% (令和2年度)	—

町民相談

町関係相談所(相談)一覧

相談名	相談内容	問い合わせ先
人権相談	基本的人権の侵害に関する相談 毎月第3水曜日 10:00~15:00	住民生活課 電話:22-0560(内線374)
なやみごと相談	悩み事なら何でも 毎月第1・3水曜日 13:00~15:00	福崎町社会福祉協議会 電話:23-0300
法律相談	法律の相談(先に悩み事相談を受けていただきます) 毎月最後の水曜日 13:00~	福崎町社会福祉協議会 電話:23-0300
母子相談	母子家庭の生活一般、扶養している児童の問題等 随時相談 ※要事前予約	中播磨健康福祉事務所 電話:079-281-9210
行政相談	行政に関する相談 毎月第3水曜日 13:00~15:00	総務課 電話:22-0560(内線221)
子育て相談	乳幼児期の子育てに関する相談 ①月~金(祝日除く) 9:00~17:00 ②火~金(祝日除く) 9:00~12:00 ③月~木(祝日除く) 9:00~16:00	①福崎子育て支援センター 電話:22-2308 ②西部子育て学習センター 電話:22-7830 ③東部子育て学習センター 電話:22-1058
健康に関する相談	妊娠~出産、乳幼児から高齢者まで健康に関する相談 月~金(祝日)除く 8:30~17:15	保健センター 電話:22-0560(内360~363)
DV相談	配偶者や恋人からの暴力に関する相談 月~金(祝日除く) 8:30~17:15	保健センター 電話:22-0560(内360~363)

その他公的機関相談所(相談)一覧

名称	相談内容	問い合わせ先
兵庫県男女共同参画に関する相談	女性のためのなやみ相談 ①電話相談 月~土 9:30~12:00、13:00~16:30 ②面接相談 月~金 11:00~18:40、土 9:20~16:50	兵庫県男女共同参画センター ①電話相談 078-360-8551 ②面接予約専用電話 078-360-8554
	女性のためのチャレンジ相談(面接相談・電話相談) 原則 毎月第1~4木曜日 10:00~13:00	兵庫県男女共同参画センター 予約専用電話 078-360-8554
	男性のための相談(電話相談のみ) 原則 毎月第1・3火曜日 17:00~19:00	兵庫県男女共同参画センター 電話相談 078-360-8553
不妊・不育専門相談	産婦人科医師、助産師による不妊・不育に関する相談 ①電話相談 毎月第1・3土曜日 10:00~16:00 ②面接相談 毎月第2土曜日 14:00~17:00	兵庫県健康福祉部健康増進課 ①電話相談 078-360-1388 ②面接予約専用電話 078-362-3250
兵庫県青少年のための総合相談	青少年を中心とするひきこもり相談・不登校・いじめ等の相談 月~土曜日 10:00~12:00、13:00~15:30	ほっとらいん相談専用ダイヤル 電話:078-977-7555
ひきこもり電話相談	ひきこもり状態にある本人や家族等を対象に電話相談 火~金曜日(祝日・年末年始を除く) 9:30~11:30、13:00~15:30	兵庫県のち対策室 電話:078-262-8050
児童虐待防止ホットライン	24時間対応	児童相談所虐待対応ダイヤル 電話:189(イチハヤク)

